

第 6187 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月24日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 少額減価償却資産と消費税

Q : 当社は、この度、税抜価格98,000円(税込価格105,840円)のパソコンを購入しました。少額減価償却資産として、全額を損金に算入することができますか?なお、当社は消費税等について税込経理処理方式を採用しています。

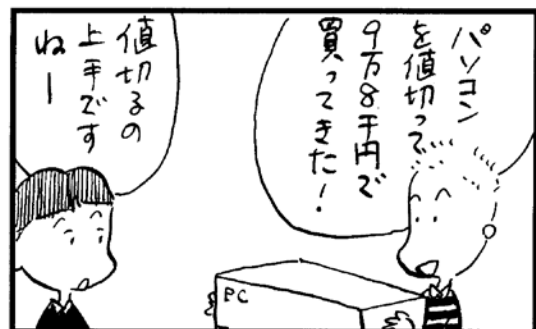
A : 税込経理処理方式を採用している場合の取得価額は105,840円で、10万円以上になりますので、少額減価償却資産には該当せず、全額を損金に算入することはできません。

【解説】

少額減価償却資産の全額損金算入の規定は、取得価額が10万円未満の減価償却資産について認められるものですが、取得価額が10万円未満であるかどうかは、法人が採用している消費税等の経理処理方式に応じて算定した金額によって判定することとなっています。

したがって、お尋ねの場合は税込経理処理方式を採用しておられるとのことですので、取得価額は105,840円となり、少額減価償却資産の全額損金算入の規定は適用できません。

ちなみに、税抜経理処理方式を採用している場合には、取得価額が98,000円となり、10万円未満となりますので、事業の用に供した事業年度で少額減価償却資産として損金経理すれば、全額を損金の額に算入することができます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】